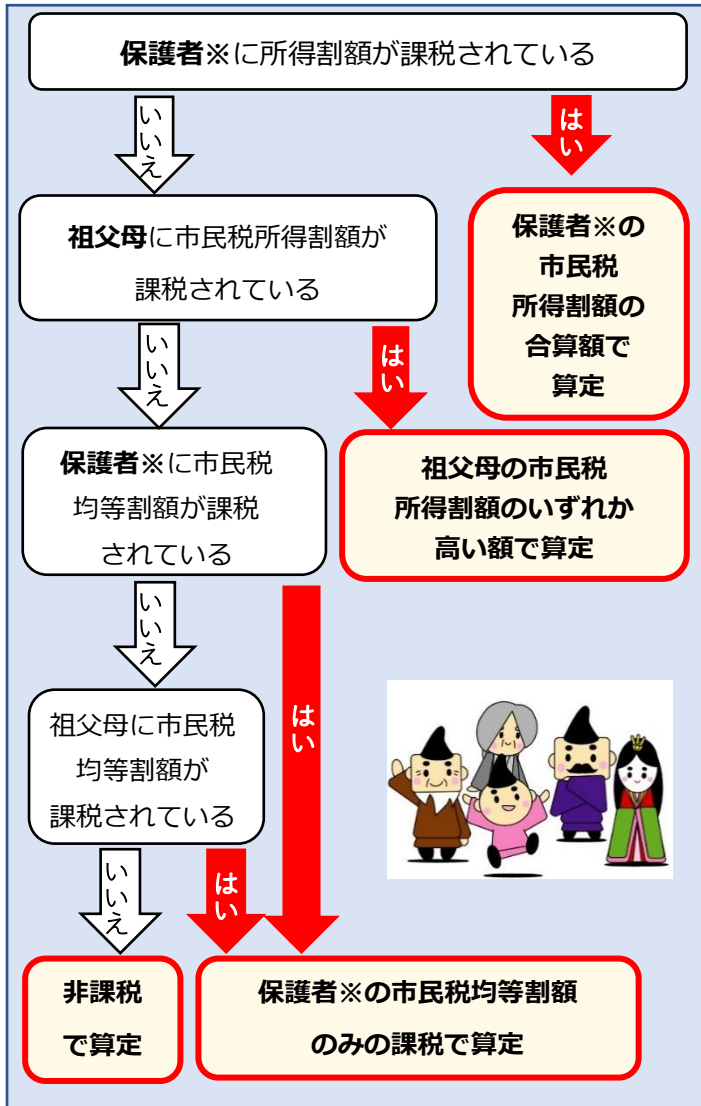


◆ 保育料の算定方法

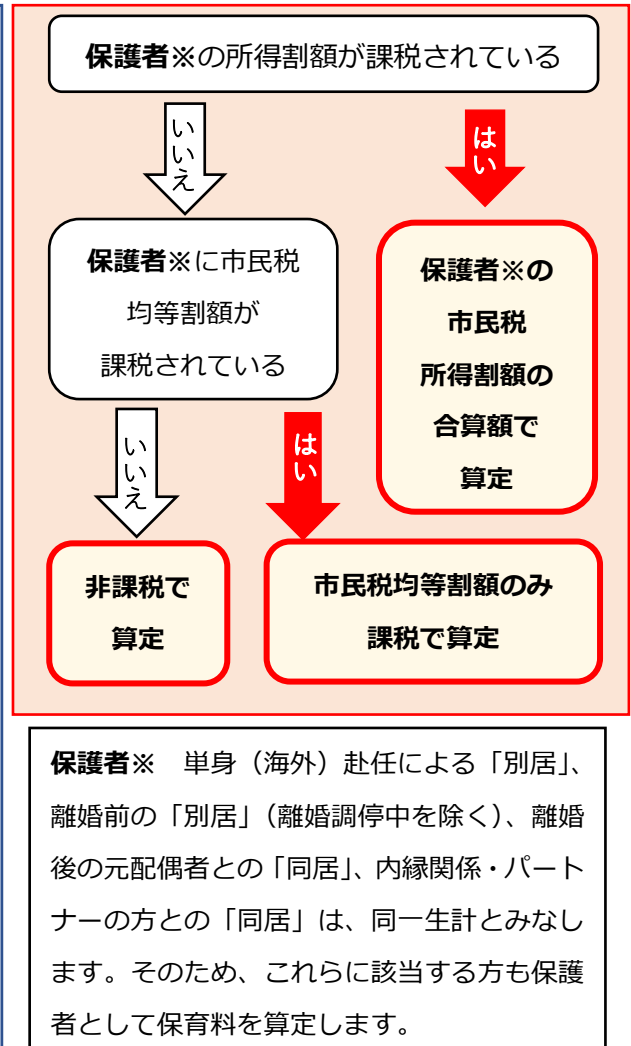
保育所等の保育料は、世帯収入（世帯の市民税）によって決定されます。世帯年収は一般的には保護者（父母）の年収で決まりますが、保護者が非課税の場合、**同居の祖父母（同一建物・同一敷地内）も算定の対象**となります。※同居の祖父母が家計の主宰者と判断される場合に、その者の課税額を含めて判定するため。

◇ 算定の対象

祖父母と同居している場合



祖父母と別居の場合



保護者※ 単身（海外）赴任による「別居」、離婚前の「別居」（離婚調停中を除く）、離婚後の元配偶者との「同居」、内縁関係・パートナーの方との「同居」は、同一生計とみなします。そのため、これらに該当する方も保護者として保育料を算定します。

◇ 保育料算定基準（算定期期）

令和5年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額	令和4年度（令和3年1月～12月分の収入）の市民税額で算定					令和5年度（令和4年1月～12月分の収入）の市民税額で算定						

令和6年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額	令和5年度（令和4年1月～12月分の収入）の市民税額で算定					令和6年度（令和5年1月～12月分の収入）の市民税額で算定						

※保護者（世帯）の市民税の合算額によって算定します。毎年9月に新年度の市民税額で保育料を算定し直します。